［条を削る。］

（高度専門士の称号）

第三条　専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一　修業年限が四年以上であること。

二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
昼間学科又は夜間等学科	単位制による学科であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）		

三　体系的に教育課程が編成されていること。

四　試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

（公示）

第四条　文部科学大臣は、前二条の規定により認めた課程をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。課程の名称に変更があったときも、同様とする。

2　文部科学大臣は、前項の規定により公示した課程について、廃止されたとき又は第二条各号若しくは前条各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

［条を削る。］

（専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数の廃止）

第五条　専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数（平成十年文部省告示第百二十五号）は廃止する。

（大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部改正）

第六条　大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成十一年文部省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校（専門課程及び専攻科を除く。）及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。	**第二条**　この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校(専門課程を除く。)及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。
2・3　［略］	2・3　［同上］